

【新型コロナウイルス感染症対策支援】

雇用調整助成金に関する個別相談のご案内

檀原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、雇用調整助成金に関わる書類作成をサポートします。個別相談を下記の通り実施しますので、雇用調整助成金に関して書類提出をされる事業所様は、是非この機会をご活用ください。

【開催日時】令和2年6月16日(火)・23日(火)

①9時～ ②10時30分～ ③13時～ ④14時30分～

※相談時間は1社あたり90分、事前の予約制とさせていただきます。

【会場】檀原商工会議所 会議室（檀原市久米町 652-2）

※当商工会議所には専用駐車場がございません。お車でお越しの際は隣接する市営駐車場等（自己負担）をご利用ください。

【参加対象者】雇用調整助成金の書類提出を予定する事業者

【相談対応専門家】社会保険労務士 岩井 秀之氏（Biz 株[®]-トコンサルティング）

社会保険労務士 大河原 徹氏（社会保険労務士法人 オフィスリンク）

特定社会保険労務士 北場 好美氏（キハバ 社会保険労務士事務所）

社会保険労務士 福西 豊氏（福西社会保険労務士事務所）

【申込方法】下記申込書を檀原商工会議所まで FAX して下さい。

※必要に応じて持参いただく書類を檀原商工会議所からご連絡いたします。

【定員】各日 8 事業所 ※相談会は完全予約制（先着順）となります。

【相談料】無料（会員）

30,000円（非会員）

※相談内容により相談料以外に別途費用が掛かる場合があります。

（注）今回の個別相談では、提出書類の作成に関する相談となります。雇用調整助成金の概要については、厚生労働省 雇用調整助成金のホームページにてご確認ください。

[厚生労働省 雇用調整助成金ホームページ](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご参加にあたっては、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

檀原商工会議所 行き

雇用調整助成金に関する個別相談 申込書

FAX 0744-28-4430

| | | | | | |
|--------|---|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 事業所名 | | | | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | | | |
| | TEL | FAX | | | |
| 参加者名 | | 従業員数 | 名 (休業予定者数 名) | | |
| E-mail | | | | | |
| 相談希望日時 | ※相談希望する日時の時間に☑して下さい。ただし、申込み状況により希望に添えない場合があります。 | | | | |
| | 6月16日(火) | <input type="checkbox"/> 9:00～ | <input type="checkbox"/> 10:30～ | <input type="checkbox"/> 13:00～ | <input type="checkbox"/> 14:30～ |
| | 6月23日(火) | <input type="checkbox"/> 9:00～ | <input type="checkbox"/> 10:30～ | <input type="checkbox"/> 13:00～ | <input type="checkbox"/> 14:30～ |

ご記入いただきました個人情報、会議所からの情報提供、相談運営以外の目的で使用することはありません。

申込・お問い合わせ先

檀原商工会議所

檀原市久米町 652 番地 2

TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430